



～News Letter～

弁護士のつぶやき

2019.10 vol.4

自慢話？挫折話？単なる昔話

1 中央大学の旧司法試験合格者数

「白門」の校歌を未だによく歌えないが、我が母校である。「惜別の歌」は、島崎藤村の詩に中央大学OBが曲を付けたもので、必ず飲み会の終わりに中央大学卒業生が歌いたがる歌である。

昭和26年から昭和45年まで、司法試験合格者中、中央大学は連続首位の座にあった（20年間1位）。以下は、全盛期の中央大学法学部を物語る、ネットに出ていた大学別合格者数の推移である。亡くなった我がボス後藤徳司（以下敬称略）は、司法修習18期で昭和38年合格、中央大学正法会研究室出身であるが、「東大何するものぞ」と常日頃から言っていた。

S36	総合格者380人	中央141,	東京46,	京都32,	早大17,	日大11
S37	総合格者459人	中央148,	東京65,	早大29,	明治20,	日大19
S38	総合格者496人	中央158,	東京77,	早大34,	京都28,	明治24
S39	総合格者508人	中央170,	東京67,	京都37,	早大34,	明治26
S40	総合格者526人	中央149,	東京102,	京都41,	早大33,	日大21
S41	総合格者554人	中央144,	東京126,	京都53,	早大23,	明治23
S42	総合格者537人	中央139,	東京118,	早大50,	京都41,	明治23

筆者が弁護士になった平成3年まででは、戦後司法試験合格者数累計（1949～1991年）で、1位 中央 4092人、2位 東京 3625人、3位 早稲田 1959人、4位 京都 1554人であったそうな（しかし、その後2位に転落した模様である）。この後、昭和57年まで合格者数では、1位か2位を続けていたが、昭和58年筆者が大学4年生の年にはじめて早稲田に抜かれて3位になった。

新司法試験になって、法科大学院ができてから以降の2006（平成18）年から2017（平成29）年の間、合格者数1位は12年間で3回である。新司法試験は、大学の卒業後法科大学院に行くので、実は中央大学から他大学への進学者が多いため、合格者数は減っていると思われる。

「数も多けりゃ人材も」ということで、東京地検特捜部長では、笠間治雄、宗像紀夫（真法会）、伊藤鉄男（真法会）、岩村修二（真法会）、井内顕策、八木宏幸といった人たちが中央大学卒業生、最高裁長官は東大のみであろうが、検察ナンバーワンの検事総長は、国立大学以外の私学では中央の笠間治雄のみ（戦前には、林頼三郎が検事総長、大審院院長、中央大学学長）。日弁連会長では、最近では、阿部三郎（真法会）、山岸憲司（正法会）が中央大学卒業生。

自慢話？挫折話？単なる昔話

2 中央大学真法会

昭和9年設立。「法学研究、司法試験等受験指導を目的とする団体」。

学問の研鑽と人格の陶冶を理念とする、単なるお勉強団体ではなく、人格形成教育を目的とする。

法曹界をはじめ学会、官界、政界、実業界へ人材を輩出する。

著名人では、真法会を有名ならしめた向江璋悦、ロッキード事件で同じ自民党の田中角栄をぶち込んだ稲葉修、綿引万里子名古屋高裁長官（在4合格で8番合格だったとか）、橋本公亘（憲法）、戸田修三（商法・元中央大学学長）、小島武司（民事訴訟法・元真法会会長）、田村五郎（家族法・元法学部長）、住吉博（民事訴訟法・元大宮法科大学院院長）、斎藤信治（刑法）等々。

かつて中央大学の学生以外でも受けられる答案練習会を行っており、予備校がなかった時代は唯一の情報源であった。当時は、入会試験が司法試験より難しいとのうわさもあった。入室試験は、例年、倍率は10倍を超える。

筆者は、真法会に昭和56年に入室を許された。2年生入室で、80数名中6名合格、同じ年の1年生入室が400数十名中20名合格であった。この中に昨年東京第2弁護士会の会長で日弁連副会長でもあった、笠井直人がいる。翌年の2年生入室に今年の日弁連副会長小早川龍司がいる。

2つ上の先輩に中里智美東京高裁部総括判事、藤井敏郎東京高裁判事、1つ上の先輩に三角比呂静岡地裁所長、土田昭彦秋田地裁所長、菊池則明千葉家裁部総括判事らがいる。筆者と机を並べて勉強していた人たちである。

3 渥美東洋ゼミ

昭和40年司法試験を在学3年生で1番で合格した刑事訴訟法の中央大学教授が渥美東洋である。民法の大家我妻栄が東京帝国大学教授になるには1番で司法試験（高等文官試験司法科試験）を合格しなければならないと言われて、猛勉強したが、在学4年生合格で3番であった、実際には東大教授になるには1番である必要はなかったという逸話が残っており、その意味で、渥美は、東大の対抗軸としての中央のシンボリック的存在であった。ちなみに、我妻と東大で1年生時に同点1位だったのが、岸信介元総理（安倍総理の母方祖父）だったそうである。

渥美は、既に故人であるが、取調の可視化を先駆的に主張されていた。韓国の検察官の面倒をみられ、日本よりもいち早く韓国で取調の録音・録画がスタートしている。テジョン弁護士会と長崎県弁護士会とは姉妹会になっているが、このテジョンにも元検察官で渥美に教わった弁護士がいる。世間は狭い。

ゼミに入るには刑事手続に関する憲法の試験があり、成績順に張り出される。司法試験の登竜門とあって、人気は高い。

筆者は、4番目で、ゼミにはいることを許された。

同じ真法会の女性は、2番目のゼミ合格で、在4で合格した。

自慢話？挫折話？単なる昔話

4 結果は

司法試験に合格する可能性の高い一番の大学に通って、一番の司法試験を目指す団体に入って、一番の法学部のゼミに入って、司法試験に現役合格することを目指した。

しかし、結果は、なかなか合格できなかった。辛酸を嘗める。

昭和63年司法試験に合格した。2万3352人受験して、512人合格、合格率2.19%。合格者中真法会出身者7名、中大全体で80数名、大学別2位に返り咲き、渥美ゼミ出身は20人近くいたのでは。この年の合格平均年齢28.3歳であったという。「現代の科挙試験」と呼ばれていた。同期に立憲民主党の党首枝野幸男等がいる。

「石の上にも3年 何事も一生懸命かじりついて諦めなければ、結果は出る」

年に1回の試験。5月に短答式（3科目）、7月に論文式（7科目）、10月に口述式（7科目）、9月終わりが10月初めの論文合格発表。ここで落ちると、次の試験まで半年しかない。

司法試験って結局何だったのか。

暗記（だけ）ではなく、ロジックの積み重ね。法律の体系的理解の上で、結論を導き出す過程こそが重要。「法律は文系の数学」である。

今となっては昔話である。



弁護士 森本 精一

今月号の目次

- ・ 弁護士のつぶやき < 弁護士 森本精一 > (1.2.3頁)
- ・ 所属弁護士からのご挨拶 (4頁)
- ・ 今月のテーマ記事「配偶者短期居住権」 (5.6.7頁)
- ・ 企業法務 O&A (8.9.10頁)
- ・ 長崎事務所開設のご案内 (11頁)
- ・ 事務員 里のコラム (12頁)
- ・ 無料相談会のご案内、事務所へのアクセス (13頁)

所属弁護士からのご挨拶

こんにちは。弁護士の宮木です。

朝晩が冷えてきて、秋の訪れを感じますが
日中はまだまだ暑いですね。

先日同期の結婚式に参加してきました。
幸せそうな同期を見てほっこりしました。
次は自分の番かなと思ったり思わなかったりです。



相続法の改正 第4回

配偶者短期居住権

1 見直しのポイント

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得することになりました（1037条）。

- ① 居住建物について配偶者を含む共同相続人間での遺産分割をするときは、居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日（同条1項1号）
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月（同条1項2号、3項）

2 現行制度

最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁の判例法理

「配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、遺産分割協議が成立し最終的に確定するまでの間、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。」

として、使用貸借契約の成立を推認しています。

しかし、このような判例法理では、以下のような場合に、配偶者の保護に欠ける場合があります。

- ① 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
- ② 被相続人が反対の意思を表示した場合

これらの場合には、使用貸借が推認されず、配偶者の居住が保護されない結果となっていまいます。

3 制度趣旨

そこで、新法は、使用貸借類似の配偶者短期居住権を創設し、被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護することにしました。

常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもあります。

4 施行日

この部分は、2020年4月1日からの施行予定です。

5 使用貸借権との相違

次の表に記載したとおりです。

【配偶者短期居住権と使用貸借との対比】

	短期居住権	使用貸借
対価の有無	無償 (1037条 1項)	無償 (593条)
用法	従前の用法 (1038条 1項)	契約又は目的物の性質による (593条)
範囲	使用のみ (1038条 1項)	使用又は収益 (593条)
注意義務	善管注意義務 (1038条 1項)	善管注意義務 (593条, 400条)
第三者の使用	可 (承諾必要) (1038条 2項)	可 (承諾必要) (594条 2項)
第三者の収益	不可	可 (承諾必要) (594条 2項)
譲渡禁止	明文の規定あり (1041条, 1032条)	明文の規定なし
通知義務	規定あり (1041条, 1033条 3項)	規定なし
修繕義務	規定あり (1041条, 1033条)	個々の契約による
必要費の負担	あり (臨時の必要費につき償還請求あり) (1041条, 1034条 1項, 2項, 583条 2項, 196条 1項本文)	あり (臨時の必要費につき償還請求あり) (595条 1項, 2項, 583条 2項, 196条 1項本文)
有益費の償還	あり (1041条, 1034条 2項, 583条 2項, 196条 2項)	あり (595条 2項, 583条 2項, 196条 2項)

※短期居住権の条文は、相続法改正後の民法の条文

※使用貸借の条文は、債権法改正後の民法の条文

6 配偶者居住権との相違

次の表に記載したとおりです。

【配偶者居住権と配偶者短期居住権の相違】		
	配偶者居住権	配偶者短期居住権
成立要件	遺産分割又は遺贈	配偶者が被相続人所有の建物に無償で居住していた場合，相続により当然に発生
存続期間	原則として終身	一定期間に限られる
対象範囲	建物全体	建物のうち，無償で使用していた部分のみ
消滅原因	配偶者の死亡，所有者の消滅請求	配偶者の死亡，所有者の消滅請求・消滅の申入れ，配偶者居住権の取得，欠格・廃除による相続権の喪失
第三者対抗要件	登記（登記請求権あり）	なし
遺産分割の計算における考慮	考慮される	考慮されない
利用形態	使用収益	使用のみ
改築・増築	所有者の承諾が必要	不可

第4回 メンタルヘルス編

その1 メンタルヘルスの受診命令

Q メンタルヘルスの不調が疑われる者に対し、医師の受診をさせることができますか。

A 使用者は、労働契約上の安全配慮義務を負っています（労契法5条）。安全配慮義務というのは、労働者とその生命、身体などの安全を確保しつつ労働できるよう必要な配慮をする義務です。この義務の一環として、精神科の受診を勧めることはできます。

但し、メンタルヘルスは、会社も個人も否定的な印象があること、それを明らかにすることは不名誉であると考えられていることから、労働者に対する配慮が必要な場合があります。

そこで、最初は要請をして、それでも当該社員が受診せず、病状も好転しないときに、職務上の業務命令として、受診をするようにして、手段としての相当性も担保した方が望ましいといえます。

さらに、受信先の医療機関を指定できるかですが、会社としてはより信頼できる医師に受診させたいと考えるはずで、そのこと自体目的は正当であると考えられます。

相応の医療機関の指定または産業医の指定が、合理性のある選択であるといえればよく、メンタルヘルスについての不調が疑われる程度や当該医療機関の社会的評価により、労働者の医師選択の自由を害しないといえる場合はあると思われます。

上記の点の疑義が生じないようにするためには、就業規則に社員に対する受診命令や医師指定の根拠を明記していた方が望ましいといえます。



【参考裁判例】

① 帯広電報電話局事件 最高裁第一小法廷昭和61年3月13日
判決・労判470号6頁

頸肩腕症候群と診断された原告の症状が好転しないため、公社が精密検査を受けるよう業務命令を発したところ、原告・労働者は公社が指示した病院が信用できないとしてこれを拒否、戒告処分となった件

1. 就業規則に、社員が会社の業務命令に服するべきを定め、その規定内容が合理的なものである限りにおいて、その規定内容は労働契約の内容となり、社員に一定の義務を課するものとなる

2. そのうえで、就業規則の性質をもつ健康管理規程に基づき、合理性乃至相当性が肯定できる限度において、健康回復を目的とする精密検査の受診や、病院乃至医師の指定など、会社の指示に従う義務を社員は負う

として最高裁は、原告の精密検査の受診義務は、職員自らの持つ医師選択の自由を侵害するものとは異なり、戒告処分を有効と判断しています。

② 日本ヒューレット・パカード事件 最高裁第二小法廷平成24年4月27日判決・労判1055号5頁

「精神的な不調のために欠勤を続けていると認められる労働者に対しては、精神的な不調が解消されない限り引き続き出勤しないことが予想される場所であるから、使用者である上告人としては、その欠勤の原因や経緯が上記のとおりである以上、精神科医による健康診断を実施するなどした上で（記録によれば、上告人の就業規則には、必要と認めるときに従業員に対し臨時に健康診断を行うことができ旨の定めがあることがうかがわれる。）、その診断結果等に応じて、必要な場合は治療を勧めた上で休職等の処分を検討し、その後経過を見るなどの対応を採るべきであり、このような対応を採ることなく、被上告人の出勤しない理由が存在しない事実に基づいたものとして諭旨退職の懲戒処分を執ることは、精神的な不調を抱える労働者に対する使用者の対応としては適切なものとはいえない。」

【参考就業規則例】

独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター
私傷病による休職・復職に関する就業規則（例）

第〇条(休職手続きの開始)

1 従業員が以下に該当する場合、会社は従業員に休職を命じることができる。

(1) 会社が必要と認めた場合

(2) 従業員が私傷病を理由として休職を申し出た場合

(3) 私傷病による休職者が、復職後1年以内に同一系統または類似の病気により欠勤し、その期間が通算2週間以上に及んだ場合

2 前項第1号による場合、会社は従業員に対し、専門医（産業医又は会社・指定医を含む）による健康診断、検診又は精密検査の受診を勧奨することができる。

3 第1項第2号による場合、従業員は「休職申請書」（休職期間の見込みが記載されたもの）に医師による診断書（症状と休職を要する旨の記載、休職見込期間、治癒の見込みと治癒までの期間についての記載があるもの）を添付して、所属長に提出しなければならない。

4 会社は第1項の休職の要否を判断するに当たり、従業員からその健康状態を記した診断書の提出を受けるほか、必要に応じて従業員の主治医、さらに産業医又は会社の指定する専門医の意見を聴き、第〇条に定める休職・職場復帰に関する判定委員会での協議によって休職の要否の判断を行う。

5 第1項・第2項の定めにかかわらず、就業規則第〇条に定める休職期間内には回復が見込まれないことが明らかな場合や休職期間を超えて長期の療養を要することが明らかな場合、会社は休職を命じないことがある。

長崎事務所開設のご案内

諫早・大村・島原を中心に活動を行ってきた当事務所ですが、
2019年2月より長崎事務所を開設いたしました。

中央橋バス停より徒歩3分と来所しやすく、

かつ長崎地方裁判所の隣と大変わかりやすい場所がございます。

ぜひ、長崎市内の法律相談は森本綜合法律事務所 長崎事務所をご利用下さい。



【長崎事務所】

〒850-0033

長崎市万才町10番3号

サンガーデン万才町702号

中央橋バス停より徒歩3分

万才町バス停より徒歩1分

TEL : 095-801-1040

FAX : 095-801-1170

事務員 里のコラム

こんにちは。長崎事務所 事務職員の里です。
毎号、ニュースレターの編集を担当しています。

10月になりやっと秋らしい気候となりました。
皆様、急な気候の変化で体調崩されていませんか？
すでにインフルエンザが流行している地域もあるそうなので、
体調管理には十分気を付けたいものです。

さて、そんな秋ですが、私は季節の中で一番秋が好きです。
冷たい風と金木犀の香りで少しセンチメンタルな気分になり、
ああ、またこの切ない季節がやってきたなと
感傷に浸ってしまいます。

食欲の秋、読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋・・・
などと言われていますが、皆様は何の秋がお好みでしょうか？

私はもっぱら映画の秋です。
私は映画館に行き鑑賞する派なのですが、
秋の映画は、夏休みの子供向け作品が終わり、
大人向けの切なくなるよな、心があたたかくなるような、
そんなお話が増えます。

秋に出会う映画はお気に入りの映画になることが多いです。
今年の秋映画は豊作揃いのようなので、
休みの度に映画館に足を運び、お気に入りの作品をみつきたいと思います。

生前対策・相続トラブルでお悩みの皆様へ向けて、
情報提供を精力的に実施していく所存です。

支店開設キャンペーンを実施します

2019年10月19日（土曜日）10時～17時まで、支店の開設を記念し、法律相談のご相談を無料でお受けする、無料法律相談会を開催致します。
当事務所は、中央橋バス停から徒歩3分と来所しやすく、かつ、長崎地方裁判所の隣とわかりやすい場所にあります。お気軽にご相談下さい。無料相談をご希望の方は、お電話にてご予約をお願い致します。



ご予約は095-801-1040（9:00～18:00）担当 里まで

事務所アクセス

【諫早事務所】

〒854-0016

諫早市高城町5番10号

諫早商工会館404号

島原鉄道線「本諫早駅」より徒歩7分

島鉄バス「市役所前」より徒歩1分

電話：0957-22-8100 F A X：0957-22-9702



【島原事務所】

〒855-0042

島原市片町616番地1

島原鉄道線「島原駅」より徒歩1分

島鉄バス「島原駅前」より徒歩1分

電話：0957-73-9980 F A X：0957-73-9981

